

## 第6章 老人ホーム等のご案内

### 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所して、入浴や食事、排せつなどの日常生活支援が受けられる施設です。新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

※直接、ホームへ申し込んでください。

問合せ 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

### 有料老人ホーム

高齢の入居者に、食事や生活サービス、介護を提供する施設です。

ホームによって利用条件が異なりますが、おおむね60歳以上の方が対象で、ある程度の収入があることが必要です。

※直接、ホームへ申し込んでください。

問合せ 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

### 軽費老人ホーム

○A型 食事その他の日常生活上必要なサービスの提供、レクリエーション事業の実施等

○B型 通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の食事等のサービスを提供

○ケアハウス・都市型 食事その他の日常生活上必要なサービスの提供、介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスを利用

#### 対 象

○A型・B型 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活するには不安が認められる60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の方  
B型は身体機能の低下が認められるが、自炊はできる方

○ケアハウス 自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の方

○都市型 自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる都市部に居住する60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の低所得の方

※なお、所得に応じて利用料金の負担があります。ケアハウス、都市型は他に生活費と居住に要する費用を負担します。

※直接ホームへ申し込んでください。（市内にはありません）

問合せ 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

### その他

上記のほか、介護保険で利用できる施設として、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院があります。

※直接、各施設へ申し込んでください。

問合せ 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539